

平成24年 春の全国交通安全運動実施要綱

実施期間 4月6日（金）から4月15日（日）までの10日間
【交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（火）】

目的 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」



運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	4月6日（金）	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（火）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に合わせ、全ての座席におけるシートベルトの着用やチャイルドシートの正しい使用、取付け方法についての広報や自転車の安全利用、飲酒運転の根絶等の交通事故防止対策を推進する。
子どもと高齢者の交通安全推進の日	4月13日（金）	学校、幼稚園等で行う参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や、一般ドライバーに対して子どもと高齢者の保護を呼び掛ける広報活動を展開する。

静岡県交通安全対策協議会

《運動の基本》子どもと高齢者の交通事故防止

新入学児童等を中心とした子ども達を交通事故から守るとともに、増加する高齢者の交通事故を抑止するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

- ア 幼児・児童とその保護者に対する入園・入学時期を捉えた交通安全啓発・教育の促進
- イ 通園・通学時間帯等における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
- ウ 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- エ 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- オ 夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の着用の促進
- カ 高齢者保護のための「思いやり パッシング運動」の推進

《運動の重点》

1 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

各機関・団体共通

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と、街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
- イ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険性の周知による安全通行の徹底
- ウ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
- エ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- オ 安全性の高い自転車の利用促進と加害事故や受傷事故の発生に備えた各種保険への加入に向けた活動の推進

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

各機関・団体共通

- ア 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシート使用の徹底
- イ シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和着用効果に関する啓発活動の推進
- ウ チャイルドシートの正しい取付け、使用方法等の周知徹底



3 飲酒運転の根絶

各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- エ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施

4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施